

インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究（平成24年度版）

インターネットトラブル事例集（Vol. 4）



総務省

はじめに

現代社会は高度情報通信社会と呼ばれ、携帯電話・スマートフォンやパソコンなどからいつでもどこでも、気軽にインターネットに接続でき大変便利になっています。

その一方で、様々なネットいじめやネット犯罪が起き、それに子どもが巻き込まれるケースが増加しています。また、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出ています。

この「インターネットトラブル事例集」は、小学校・中学校・高等学校の先生、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方などから、ヒアリングを通じて、実際に身近で起きたトラブルの事例を集め、そこから代表的な事例を挙げるとともに、その予防法と対処法を紹介したものです。大人が子どもに伝えるべきこと、またそのために大人が知るべきことを中心にまとめています。

また、「インターネットトラブル事例解説集」では、本事例集に掲載した事例の解説や、トラブル予防・対処のポイント、指導のポイントなどについてまとめてありますので、併せてご参照下さい。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

今回の改訂ではスマートフォン、タブレットのさらなる急速な普及に対応して、特集ページにおける特有のトラブルのみならず、各事例中特にスマートフォン、タブレットにおいて注意が必要な項目に関しては、アイコンを表示して、注意すべき点を補足説明するようにしています。

この事例集から、無用なトラブルを回避するための知識を深め、指導に活かしていただくことで、子どもがより安全に楽しく、よりよいコミュニケーションのためにインターネットを利用できる一助になれば幸いです。

事例のアイコンについて

本書で紹介する事例には、それぞれの特徴を踏まえて以下のようなアイコンをつけています。

「無料」・「便利」に注意!

データは消えずに残る!

みんなが見ている!

「友だち」に注意!

違法行為!

「設定」に注意!

金銭トラブル!

「足跡」はついている!

セキュリティ対策を!

特にスマートフォン、タブレット
で注意すべき点の説明

目次

特集 スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル

事例Ⅰ 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

事例Ⅱ 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

1. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

- 1-1 SNSやプロフなどでいじめ
- 1-2 なりすまし投稿による誹謗中傷
- 1-3 動画サイトを用いたいじめ

2. ウィルスの侵入や個人情報の流出

- 2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染
- 2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ
- 2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス
- 2-4 複数投稿サイトの情報が関連づけられることによる情報の流出
- 2-5 SNS型チェーンメールによる情報流出・被害誘発

3. ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐取

- 3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用
- 3-2 ショッピングサイト等の利用に伴う代金詐取
- 3-3 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用
- 3-4 ワンクリック請求などの不当請求

4. 著作権法等の違反

- 4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード
- 4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

5. 誘い出しによる性的被害や暴力行為

- 5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫
- 5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布
- 5-3 揭示板等への書き込みをきっかけとした暴力行為

6. ソーシャルゲーム等の中性がもたらす悪影響

- 6-1 ソーシャルゲームでの金銭の浪費
- 6-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

7. 犯行予告等

- 7-1 地域社会に不安を与える犯行予告
- 7-2 揭示板での特定個人に対する脅迫行為
- 7-3 出会い系サイトでの子どもによる違法な誘い出し

スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル

事例 I 不審な無線 LAN のアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

スマートフォンでは、携帯電話事業者の回線だけでなく、様々な無線 LAN のアクセスポイントを通じてインターネットに接続できます。

誰にでも開放されているアクセスポイントの中には、悪意のある者が接続者の通信内容を窃取するために設置しているものもあるといわれています。

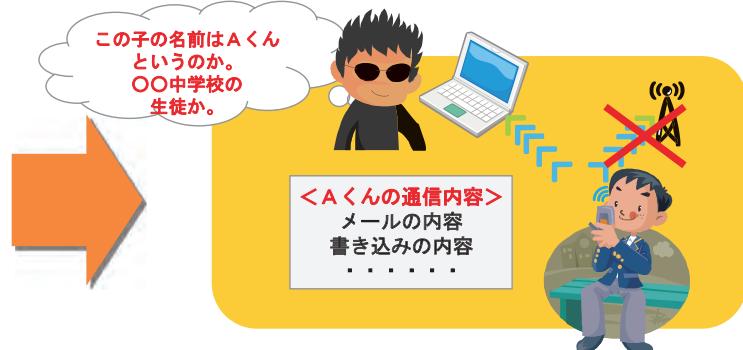
「無料」・「便利」に注意!

無線 LAN : 無線通信を利用してデータの送受信を行うシステム

不審な無線 LAN アクセスポイントへ接続



通信内容を盗み見られる



Aくんは、友達からインターネットを無料で利用できる場所があると教えてもらいました。Aくんは、教えてもらった場所に行き、スマートフォンの無線 LAN機能でインターネットに接続し、友達とインターネットを楽しんでいます。

Aくんがインターネットを利用するのに接続しているアクセスポイントは、いわゆる「野良アクセスポイント」と呼ばれる、誰でも接続できるアクセスポイントです。中には、接続者の通信内容を盗みるために設置された、悪質なアクセスポイントもあるといわれています。

スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル

解説 I 不審な無線 LAN のアクセスポイントへの接続により、通信内容が流出する事例

スマートフォンには、携帯電話事業者以外の回線も利用できる無線 LAN 機能が搭載されています。通常は、ID・パスワードによる認証をへなければ無線 LAN のアクセスポイントには接続できませんが、中には誰でも自由に接続できるアクセスポイントが存在します。いわゆる、「野良アクセスポイント」と呼ばれるもので、子どもたちの間では「野良 AP」、「野良ポ」などと呼ばれています。単にセキュリティ等の設定を行っていない、誰でもアクセスできる状態になっている場合もありますが、通信内容を窃取するために利用者を待ち構えているアクセスポイントもあるといわれています。無料だからといって安易に利用してはいけません。ゲーム機などから接続する子どもも多いため、保護者は注意が必要です。

また、無線 LAN 利用時には、「野良アクセスポイント」に限らず、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスでは対応できない場合があることから、容易に安全性が確認できないサイトに接続できるようになることがある点にも注意しましょう。

気をつけること

子ども

1. 不審な無線 LAN のアクセスポイントの危険性を理解する :

- 無線 LAN のアクセスポイントは、様々な目的で設置されており、誰でも接続できるアクセスポイントの中には、不正な目的で設置されているものがあるといわれています。

2. 通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解する :

- 通信内容が窃取される危険性があるため、不審な無線 LAN のアクセスポイントに接続してはいけません。
- 通信内容が窃取されると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりする恐れがあります。

保護者

1. 機能制限サービスやフィルタリングを利用する :

- スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どもの無線 LAN 経由でのインターネット接続を禁止することもできるので、必要に応じて利用しましょう。また、端末に別途フィルタリングソフトをインストールすると無線 LAN 利用時にもフィルタリング機能を利用することができます。

スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル 事例Ⅱ 不正アプリのインストールによる意図しない個人情報の流出

スマートフォンでは、アプリをインストールすることで、自分の端末の機能を好きなように拡張・カスタマイズすることができます。

大変便利な一方でスマートフォン向けの「不正アプリ」が急増し、不当請求の連絡や電話番号、メールアドレス、クレジット決済情報などの個人情報が盗み取られてしまうトラブルが発生しています。

セキュリティ対策を！

「無料」・「便利」に注意！

アプリ：「アプリケーション」の略で、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア

安全を確認せずにアプリをインストール



スマートフォンを購入したばかりのAさんは、色々なアプリを探しているうちに、スマートフォンの電池持ちがよくなるという便利そうなアプリが「今だけ無料」で提供されているのを見つけました。

Aくんはそのサイトの安全性を確認せずにアプリをダウンロードし、端末にインストールしてしまいました。

端末から個人情報が流出・不当請求の連絡が来る



Aくんのダウンロードしたアプリはインストールすると端末から、メールアドレス、電話番号を盗み取られてしまう「不正アプリ」でした。

インストールしてからしばらくすると、Aくん宛に電話番号やメールアドレスを記載した不当請求のメールや迷惑メールが頻繁に届くようになりました。

スマートフォン・タブレット特有の新たなトラブル

解説Ⅱ 不正なアプリをインストールして個人情報が流出してしまった事例

スマートフォンの不正アプリが急増しています。スマートフォンの代表的なOS向けの不正アプリは2011年12月には約1,000個だったものが、2012年12月時点では35万個と、約1年で300倍以上に増加。手口も巧妙化しており、これまでのゲームやアダルト、動画再生アプリなどに偽装するものから、電池を長持ちさせるアプリやセキュリティソフトを偽装するものなど、騙しの手口が広がっています。また、公式アプリサイトそっくりに作られた偽装サイトも登場し、不正アプリを見分けることが難しくなっています。

スマートフォンのアプリは便利なものですですが、安全を確認せずに安易にインストールしてしまうと、意図せずにメールアドレス、電話番号、位置情報などが流出して悪用されてしまう可能性が高く注意が必要です。

気をつけること

1. スマートフォンアプリには危険なものがあることを理解する：

- スマートフォンには様々な便利なアプリが提供されていますが、インストールすると意図せずに個人情報を外部に送信するような不正アプリが存在していることを認識しましょう。
- アプリをインストールする場合は安全性を確認しているアプリ提供サイトを利用しましょう。

2. 身に覚えのない請求の場合、慌てて業者に連絡しない：

- 不当な請求をされたり、迷惑メールが届いても慌ててお金を支払ったり、業者に連絡をせずに、無視しましょう。一人で悩まずに保護者や教師に相談しましょう。

1. 機能制限サービスやフィルタリングを利用する：

- スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どものアプリの利用方法の制限もできるので、必要に応じて利用しましょう。
- フィルタリングを利用し、子どもが安易に安全性が確認できないサイトやアプリにアクセスできないようになります。その際、無線LAN経由での接続時にも、フィルタリングが機能するか携帯電話事業者に確認しておきましょう。

2. 「スマートフォン プライバシー ガイド」を参照する：

- 総務省では、スマートフォン利用時に注意すべき事項を「スマートフォン プライバシー ガイド」として、公表していますので、適宜参照しましょう。(http://www.soumu.go.jp/main_content/000168377.pdf)

子ども

保護者

〈1. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ〉

事例1-1 SNSやプロフなどでのいじめ

SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。

SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

SNS: ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)
プロフ: 自己紹介 (プロフィール) サイト

SNSに悪口を書き込んでしまう



SNSのケンカで学校に行けなくなる



小学6年生（男子）のAくんは、多くの友達が登録されているSNSで日記を書いています。

ある時、Aくんは冗談のつもりで、友達のBくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていましたが、他の友達がそれをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友達にあっという間に広がりました。

それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなってしまいました。

解説1-1 SNSでの不用意な発言によりトラブルになった事例

軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。友達限定だからと安心して軽い気持ちで書き込んだ悪口が、思わぬ形で広がりトラブルにつながることがあります。

平成23年12月現在、国内ネットユーザー9,510万人のうち、4,289万人がSNSを利用しているといわれています。SNSは、友達などに限定して書き込みを公開することができますが、容易に引用されたりコピーされたりして発信できるため、書き込んだ内容が意図せず拡散してしまうおそれがあります。

（出典）株式会社ICT総研「SNSの利用動向および広告活用状況に関する調査結果」（平成23年12月）

SNSやプロフなどを含め、インターネット上で情報を発信するときは、人のつながりなどを通じて、様々な人に見られる可能性があることを意識して利用しましょう。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：

- ・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。特にSNSでは、友達限定で公開しているつもりでも、その友達を通じて自分の知らない人にも伝わることがあります。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：

- ・書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。

1. SNSやプロフを確認する：

- ・子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

2. 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：

- ・子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

事例 1-2 なりすまし投稿による誹謗中傷

SNSや掲示板などで、他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるトラブルが発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

SNS: ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)

他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをする



X校のAくんは、Y校のBくんと仲が良くありませんでした。

ある日、Aくんは、Bくんに嫌がらせをしようと考え、SNS上でBくんになりすまし、「Y校のCが近所のスーパーでゲームソフトを万引きしている!」という嘘の書き込みをしました。

書いた人物が判明し学校間のトラブルに発展



その結果、Cくんは一方的に犯人にまつりあげられてしまいました。しかし、実際にはCくんは万引きをしたことはありませんでした。

CくんがBくんに書き込みの内容を問い合わせると、Bくん自身が書き込んだものではないことが分かりました。

さらに調査を進めると、X校のAくんが書いたことが判明し、学校間のトラブルに発展してしまいました。

解説 1-2 軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

特定の人物になりすまして、インターネット上で身勝手な発言や活動をすることは、その人物の信用を傷つけ、名誉を著しく傷つけます。相手の名誉を傷つけた場合は、名誉棄損で訴えられることがあります。

子どもたちは、サイトに書き込んでも誰が書いたか分からずと思っている場合がありますが、悪質な誹謗中傷の場合、警察は、サイトの運営会社（運営者）に協力を依頼し、どのコンピュータから書き込んだのか、誰が書き込んだのか、特定することができます。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：

- ・書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：

- ・書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。

4. トラブルにあったら相談する：

- ・インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

子ども

保護者

1. 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：

- ・子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

事例 1-3 動画サイトを用いたいじめ

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生しています。

みんなが見ている！

「足跡」はついている！

データは消えずに残る！

いじめの様子を撮影した動画を投稿



さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生



中学2年生（男子）のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。

その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。

Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなってしまいました。

解説 1-3 動画サイトにいじめの動画が投稿された事例

いじめの様子を動画サイトに投稿されたことがきっかけで、いじめにあっている子どもはさらにショックを受けます。また、さらなる誹謗中傷やいじめに発展することがあります。動画サイトにはコメント投稿機能があるため、これを使って誹謗中傷やいじめの書き込みが行われることがあります。平成23年11月には、男子高校生が教室内で別の生徒に暴力を振るう動画がアップロードされ、生徒の所属する高校では指導のために全校集会を開く騒ぎとなりました。

また最近では、動画をアップロードした加害者が特定された上、制裁として個人情報が公開されるなどの被害を受ける事例も発生しており、トラブルが拡大する傾向にあります。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：

- ・投稿されたいじめの動画を見て、相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

2. 動画サイトの特性を理解する：

- ・投稿された動画は多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができません。
- ・動画サイトへの投稿は、調べれば投稿者を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：

- ・投稿された動画の内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上で他人の誹謗中傷をしてはいけません。

4. トラブルにあったら相談する：

- ・いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

子ども

保護者

1. 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：

- ・子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

〈2. ウイルスの侵入や個人情報の流出〉

事例2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染

パソコンにセキュリティ対策を行わなかったため、子どもがアクセスした信頼性が確認できないサイトからウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が発生しています。

「無料」・「便利」に注意!

セキュリティ対策を!

セキュリティ対策せずに信頼性が確認できない サイトにアクセス



ウイルスに感染し個人情報が盗まる



小学5年生（男子）のAくんは、友達の間で流行しているオンラインゲームの裏技や攻略法を無料でダウンロードできるサイトがあることを聞きました。

サイトにアクセスしたのですが、特に問題なくゲーム攻略法がダウンロードできたので、ウイルスに感染したことには気づきませんでした。

しかし、実際にはAくんのパソコンはウイルスに感染して、オンラインゲームのIDとパスワードが盗まれてしまいました。翌月、オンラインゲームの会社から多額の請求が届いて、初めてAくんはそれに気がつきました。

Aくんは、このゲーム攻略法サイトを別の友達にも教えたので、友達のパソコンもウイルスに感染しました。

解説2-1 気づかぬうちに不正サイトにアクセスしウイルスに感染した事例

セキュリティ対策が不十分なパソコンでは、ウェブサイトを閲覧するだけでウイルスに感染し、さらに、気づかぬうちに家族や知人のパソコンにも広がる可能性があります。最近では、スマートフォンを狙ったウイルスも急増しており、注意が必要です。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によると、平成24年のウイルスの年間届出件数は、10,351件（検出数は249,940個）となっています。最近は、気づかぬうちに悪意あるウェブサイトに誘導したり、ウェブサイトを閲覧するだけで感染してしまうコンピューターウィルスが増えています。中には、「ウイルスに感染している」といった偽の警告画面を表示し、それらの解決のために有償版製品の購入を迫る、「偽セキュリティ対策ソフト」型ウイルスも発生しているので、誤ってお金を支払わないように注意しましょう。

（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「2012年のコンピュータウイルス届出状況」（平成25年1月）

気をつけること

1. 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解する：

- ・ウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（ぜい弱性）」を悪用して侵入します。近年のウイルスは、パソコン画面の見た目では感染していることが分からないものが多くなっています。
- ・自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他の多くの人のパソコンにも感染を広めるおそれがあります。

2. 個人情報が盗まれ悪用される危険性があることを理解する：

- ・ウイルスに感染すると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。

1. ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する：

- ・ウイルス対策ソフト等を活用し、新種のウイルスにも効果が出るように、常に最新の状態に更新することが大切です。
- ・スマートフォンをねらったウイルスも発見されています。スマートフォンにもウイルス対策を施しましょう。

子ども

保護者

事例 2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校名といった個人情報を記載したために、嫌がらせを受けるなどの被害が発生しています。

みんなが見ている！

データは消えずに残る！

違法行為！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）
プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト

SNSに個人を特定できる情報を投稿



中学1年生（女子）のAさんは、SNSの日記に熱心に書き込みをしています。

親友と撮った写真がとてもうまく撮れていたので、SNSに載せました。その際、SNSに自分の名前や中学校名も一緒に書いてしまいました。

スマホ タブレット クラウドサービスと連動して、勝手に画像等を公開してしまうことがあります。

掲示板に公開されて嫌がらせを受ける



数日後に、Aさんは、自分の学校の生徒が画像掲示板に出ていると友達から聞き、そのサイトを見てみると、Aさんの写真が掲載されました。

しかも、本当ではないことや、自宅の電話番号まで、一緒に書き込まれてしまいました。

その結果、自宅に嫌がらせの電話が毎日かかるようになり、学校や家の近くで不審な人を見かけるようになりました。

解説 2-2 安易に個人情報を発信したため被害にあった事例

子どもたちは、「SNSやプロフは自分の友達しか見ていない」と考え、個人情報を掲載してしまうことがあります。しかし、SNSやプロフで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があるため、個人情報を掲載することは非常に危険です。さらに、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、肖像権の侵害にあたるばかりではなく、その人を危険にさらすことになります。

また、最近の携帯電話には、写真データに位置情報を記録できる機能があります。そのため、SNSやプロフに写真を掲載するときは、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。

最近のSNSは、ゲームや写真共有を通じてコミュニケーションを図れる仕組みになっており、サービスが総合化しているのが特徴です。ゲーム系のSNSを中心に中高生のSNS利用者は急増しており、ある大手ゲーム系SNSには、10代の過半数が登録しているといわれています。

気をつけのこと

1. 個人を特定できるような情報は掲載しない：

- ・インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
- ・写真を掲載する場合は、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。

2. トラブルにあったら相談する：

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

3. クラウドサービスの危険性を理解する

- ・スマートフォンでは、クラウドサービスを利用して、意図せずに個人情報が流出してしまう危険性が高くなっています。アプリケーションの設定を確認し、不要な機能はOFFにしましょう。

1. SNSやプロフを確認する：

- ・子どもが利用しているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

子ども

保護者

事例 2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

ID・パスワードを悪意のある他人に利用され、不正アクセスの被害にあう事件が発生しています。SNS上のポイントを奪われるなどの事件も発生しています。また、分かりやすいID・パスワードを設定すると、他人に教えていなくても、解析されて不正アクセスを受けてしまうトラブルも発生しています。

「足跡」はついている!

違法行為!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）

IDとパスワードを教えてしまう



小学生（女子）のAさんは、SNSで知り合った中学生（女子）のBさんに、「ポイントをあげるから、IDとパスワードを教えて」とメールを送りました。

ポイントがほしかったBさんは、Aさんに、自分のIDとパスワードを教えてしました。

パスワードが変更されてログインできなくなる



その後、BさんがSNSにログインしようとすると、パスワードが変更されていて、ログインできなくなっていました。

Bさんが警察に相談したことで、AさんによるSNSへの不正アクセスが発覚し、Aさんは補導されました。

解説 2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによりトラブルになった事例

インターネット上で親しくなっても、他人に自分のID・パスワードや個人情報を知らせるることは危険です。SNSやプロフで「友だち」になって親近感や安心感を抱くうちに、信用して個人情報などを明かしてしまい、悪意のあるトラブルに巻き込まれることがあります。

平成23年2月、女子中学生のIDとパスワードを聞き出した女子小学生が、女子中学生のID・パスワードでSNSに不正に侵入し、不正アクセス禁止法違反容疑で補導されました。その後も、同年9月までに計8人の小中学生が摘発され、平成24年にも2月に5人、3月に1人、中学生が摘発されています。

気をつけのこと

- なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解する：
 - IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。
- ID・パスワードは厳重に管理する：
 - IDやパスワードは重要な情報です。他人に教えないようにしましょう。また、他人から推測されにくいIDや、解析されにくい（桁数が多い等）パスワードを設定し定期的に変更するようにしましょう。
- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
 - トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

- 不正アクセスに気付いたらサイト運営会社に相談する：
 - 子どもが不正アクセスの被害にあってることに気付いたら、ログインの可否等を確認の上、サイト運営会社に相談しましょう。

事例 2-4 複数投稿サイトの情報が関連づけられることによる情報の流出

実名と匿名、鍵付サイトと公開サイトなど、複数のSNSや投稿サイトの間で情報が関連づけられることで、意図しない情報が公開されてしまい、友だちとの人間関係のトラブルに発展したり、公開掲示板に個人情報が晒されてしまう被害が発生しています。

データは消えずに残る！

友だちに注意！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）
鍵付サイト：一般には非公開の設定をして、本人が許可した人だけがみられるサイト
晒される：本人の意図に反してインターネット上に広く情報が公開されてしまうこと

複数の投稿サイトがリンクで関連づけられる



Aくんは友だちだけに公開している「実名SNS（鍵付サイト）」と、匿名で一般に公開している「匿名プロフサイト」を利用していました。

BくんはAくんと仲が良く、Aくんの実名SNSと匿名プロフサイトの両方を知っていたため、Aくんの実名SNSのコメント欄から、Aくんのプロフサイトにリンクを張ってしまいました。

公開掲示板に学校名・実名で批判される



実名SNS（鍵付サイト）からのリンクで、プロフサイトにおいてAくんの実名・学校名が特定されてしまい、さらに、プロフサイトのアルバムや履歴からAさんの過去の不適切な行動や発言が明るみに出てしまいました。それだけでなく公開掲示板にAくんの実名が学校名とともに晒されてしまい、それを見た保護者から学校に対して苦情の連絡が入る事態となっていました。

解説 2-4 匿名で投稿していた情報が本人を特定されて晒されてしまう事例

スマートフォンの普及で、SNSの利用率や複数のサービスを併用する比率が高くなっています。

匿名や鍵付で投稿している情報であっても本人を知っている友だちがリンクを貼ったり、IDの分かる写真を掲載することなどで、情報が関連付けられて本人が特定されてしまうことがあります。

匿名や鍵付だからといって、ネット上で不適切な発言や画像などを掲載すると、本人を特定されて公開掲示板などに晒されてしまいトラブルに発展することがあります。一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することができることをよく認識しましょう。

気をつけること

1. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネットはリンクで情報が繋がる特性があります。情報がつながることで、匿名であっても誰が書いたのか分かってしまうことがあります。インターネットでは一度公開された情報は完全に消すことができないとことを良く認識してください。
- ・匿名や鍵付の投稿サイトであっても、インターネットでは誰に見られても問題のない発言や画像を投稿するようにしましょう。

2. 個人を特定できるような情報は掲載しない：

- ・インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。

1. SNSやプロフを確認する：

- ・子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

子ども

保護者

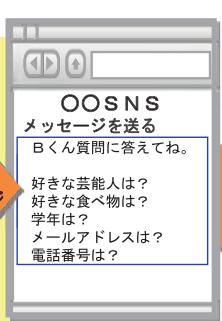
事例 2-5 SNS型チェーンメールによる情報流出・被害誘発

ブログやSNSで質問に答えて、同じ質問を友だちに回す「バトン」と呼ばれる新しいチェーンメールが増えています。学校名や名前、メールアドレス、電話番号などを答えてしまって、個人情報を漏洩してしまうトラブルも発生しています。

「友だち」に注意！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）

ブログに個人情報を掲載



迷惑メールや不当請求の連絡が届くようになる



AさんはSNSの友だちから質問に答えるバトンを受け取りました。質問には学校名や電話番号、メールアドレスを聞くものもありましたが、SNSの友だちが見るだけだと思って、個人情報をSNSの日記に書いてしまい、友だちのBくんにも質問を回してしまいました。

しばらくすると、Aさんのメールアドレス宛にたくさんの迷惑メールや不当な請求をするメールが届くようになってしまいました。

また、Bくんも同じようにSNSに質問の答えを書いてしまったために、迷惑メールや不当請求の被害にあってしまいました。

解説 2-5 友だちからの同調圧力と身内意識によって個人情報を公開してしまった事例

友だちからの同調圧力や仲間内だけが見ると安易に考えて、個人情報をメールやブログ、SNSに掲載してしまい個人情報が広く公開されてしまうトラブルが増えています。

友だち内でのやりとりと思ってもインターネットの場合どこかで外に転送、コピーされてしまうことで、誰にでも見られる場所に公開されて個人情報が流出してしまうことがあります。また、転送を促すメールやメッセージを友だちに回してしまうと、被害を拡大・誘発してしまう危険があります。

気をつけること

1. インターネットの特性を理解し特に個人情報は公開しない：

- 仲間内だけのやりとりだと思っても、インターネットで発信した情報は、多くの人にすぐに広がり、一度公開された情報は完全に消すことができません。
- 特に学校名や個人情報を公開すると、さまざまなトラブルを誘発する危険があります。

2. 転送を促すメール、メッセージはチェーンメールだと考えて転送はしない：

- 友だちからのメッセージであっても、転送を促す内容が書かれたものはすぐに削除して、転送してはいけません。
- 安易に友だちに転送をしてしまうと、新たなトラブルを誘発する要因になってしまいます。

3. 個人を特定できるような情報は掲載しない：

- インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。

子ども

1. インターネット利用に関する家庭のルールを決める：

- インターネットの基本的な特性の理解や「公開してはいけない情報」など、家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。

2. 子どもが相談しやすい環境をつくる：

- 友だちからの圧力など、子どもも人間関係の不安などを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃からコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するよう努めましょう。

保護者

〈3. ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐取〉

事例3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、**子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまう**などのトラブルが発生しています。

金銭トラブル!

親のクレジットカードでポイントを購入



無断でカードを使ったことで厳しく怒られる



小学5年生（男子）のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親にお願いして、父親のクレジットカードを利用してゲームソフトのポイントを買ってもらいました。

後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した**父親のクレジットカードの番号を無断で利用し、ポイントを買ってしまいました**。
また、残ったポイントを友達にあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

解説3-1 子どもが保護者名義のクレジットカードを不正利用した事例

インターネット上の多くの取引では、**クレジットカード番号と有効期限等を入力すれば、簡単に商品を購入することができます**。クレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族が使用したときは認められない場合が多くあります。

また、**カードの名義人にはカードの管理責任があり、保護者には子どもの監督責任があります**。

ソフトウェアやコンテンツを購入できるポイント制度やクレジットカードでの決済は、その手軽さから子どもたちがお金として認識しづらい傾向がありますが、現実の「お金」と同じ価値があります。

気をつけること

子ども

1. クレジットカードやポイントは「お金」と同じであることを理解する：
・インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実の買物などで「お金」を支払うことと同じであることを理解しましょう。

保護者

1. インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
2. クレジットカードの管理を徹底する：
・保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導とともに、クレジットカード情報の管理を徹底しましょう。
3. フィルタリングを利用する：
・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが容易にショッピングできないようにしましょう。

事例 3-2 ショッピングサイト等の利用に伴う代金詐取

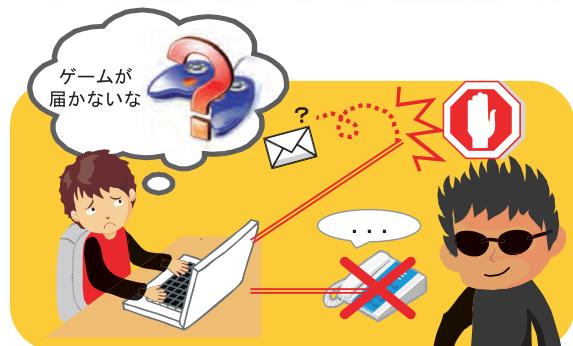
インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、**お金を払ったにもかかわらず商品が送られてこない**、といった被害が起こっています。

金銭トラブル!

信頼できないショッピングサイトで商品を購入



代金を支払ったにも関わらず商品が届かない



中学2年生（男子）のAくんは、友達から、**ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイト**があることを聞きました。

インターネットで見る限り、評判が良いようでした。

Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

お金を振り込んだ後、商品を発送するとのことでしたが、**お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られませんでした**。

Aくんは、そのサイトに何度もメールをしても返事が返ってこないので、サイトに記載されていた番号に電話をしてみると、**その番号は使われていない状態**になっていました。

解説 3-2 インターネットショッピングでの代金詐取の事例

インターネットホットライン連絡協議会によると、平成24年のショッピング／悪徳商法に関する相談件数は、架空請求／クリック詐欺に関する相談件数の160件（21.33%）に次いで、145件（19.33%）でした。ショッピングサイトが信頼できるかどうかは、子どもはもちろん大人でも判断は難しく、インターネット上の情報だけに頼るのは危険です。

（出典）インターネットホットライン連絡協議会「平成24年月別メール相談項目月別件数」（平成24年1～12月）

気をつけること

子ども

1. 信頼できるショッピングサイトかどうか確認する：
 - ・ショッピングサイトの指定口座、名前、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認するようにしましょう。また、支払いは後払いが可能かどうかを確認するようにしましょう。
2. 申込の確認画面や確認メールなどを保存する：
 - ・申込をした証拠を残すため、申込時の確認画面や受付確認メールなどを保存するようにしましょう。
3. トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
 - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
2. フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが容易にショッピングできないようにしましょう。

事例 3-3 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額の料金を請求されてしまうトラブルが子どもの間で多く起こっています。

金銭トラブル!

「無料」・「便利」に注意!

無料のオンラインゲームで有料アイテムを購入



高額なアイテム課金の支払いが発生



中学1年生（女子）のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、「無料」のオンラインゲームサイトで遊んでいました。

アイテムの購入は有料であることを知らずに、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、登録するときには気がつきませんでした。

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、支払いに困りました。

解説 3-3 オンラインゲームのすべてが「無料」と勘違いしてしまう事例

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームに人気があります。「無料」といっても、武器などのアイテムやアバター（ウェブ上のキャラクター）などは有料であることが多く、気付かずに入力すると、高額になってしまうことがあります。

独立行政法人国民生活センターによると、携帯とパソコンを合わせたオンラインゲームの苦情・クレーム相談件数は、平成22年度の2,043件から平成23年度3,503件、平成24年度4,057件（平成25年1月31日現在）と増加しています。また、ソーシャルゲームの流行により、事例6-1のような被害額がより高額な事例も出てきています。

気をつけること

1. すべてが「無料」だと思い込まないように注意する：

- 「無料」とうたっているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテムの追加は有料の場合がほとんどです。
- 有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないようにしましょう。

2. トラブルにあったら相談する：

- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

子ども

保護者

1. ゲームサイトの利用に関する家庭のルールを決める：

- 「ゲームサイトに登録するときやアイテムを購入するときは保護者に確認する」など、子どもと話し合ってゲームサイトの利用に関する家庭のルールを決めましょう。

2. ゲームサイトのサービス内容を確認する：

- 保護者は、子どもと一緒に、ゲームサイトの内容や利用規約を確認し、有料のサービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを把握しましょう。

事例 3-4 ワンクリック請求などの不当請求

芸能情報サイト、「無料」占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。

「無料」・「便利」に注意!

金銭トラブル!

セキュリティ対策を!

無料の占いサイトに空メールを送り登録



中学2年生（女子）のAさんは、携帯電話でインターネットを閲覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されていました。

不当請求の連絡が届く



「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

スマホ
タブレット 不正なアプリで個人情報を抜き取り、個人を特定した不当請求の被害が発生しています。

解説 3-4 サイトをクリックしたことにより不当に高額な金額を請求された事例

従来のワンクリック請求は、「無料」と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多かったのですが、最近は、アダルトとは関係のないサイト上での請求や、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続されて請求を受ける事例が増えています。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によると、平成24年1月から12月のワンクリック請求の相談件数の合計は、2,755件に上っています。

（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況について」（平成24年1月～12月）

気をつけること

1. アダルトサイトなどにアクセスしない：

- アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトにつながることもあるので注意しましょう。
- 送信者や内容に心当たりがないメールの本文内のアドレスをクリックすると、これらのサイトにつながることがあります。クリックせずメール自体を削除しましょう。

2. 慌てて業者へ連絡しない：

- 「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。

3. 言われるままに支払わない：

- 利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようしましょう。また、契約が成立した場合であっても、保護者が同意していない契約や、子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます。

4. トラブルにあったら相談する：

- トラブルにあった場合は、一人で悩まずにすぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

子ども

保護者

1. フィルタリングを利用する：

- 子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、安易に安全性が確認できないサイトやアプリにアクセスできないようにしましょう。

〈4. 著作権法等の違反〉

事例4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

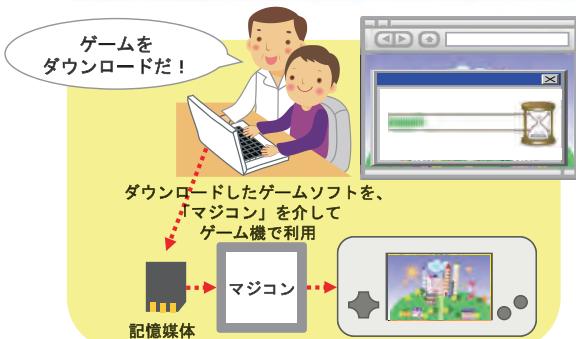
子どもたちに関心が高いゲームソフトがネット上に多数あります。しかし、著作権の侵害にあたるサイトも少なくありません。

「無料」・「便利」に注意!

保護者が知識不足から著作権侵害をしているケースもあります。

違法行為!

違法と知らずに「マジコン」を使ってゲームで遊ぶ



ゲームが好きな小学5年生（男子）のAくんは、友達がインターネットサイトから携帯ゲーム機用のソフトをダウンロードしていることを聞きました。

自分でやってみようと思いましたが、やり方が分からなかったため、お父さんに教えてもらいました。そのサイトはゲーム会社のサイトではありませんでしたが、携帯ゲーム機用のソフトがたくさんありました。

マジコン：ゲームソフト等に付加されている著作権保護を目的とした技術を持つ機器

知識不足から著作権を侵害してしまった



たくさんのソフトで遊べるようになったAくんは嬉しくなり、友達にも教えてあげたところ、「それは悪いサイトなんだよ。」と言われ、とても驚きました。

お父さんに相談して調べてみると、そのサイトでダウンロードをすることも悪いことだと分かりました。

解説4-1 ゲームソフトの違法ダウンロードを不用意に行っている事例

ゲームには著作権があります。著作物をインターネット上で不特定多数の人に配布することは著作権の侵害です。

著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります（平成22年1月 改正著作権法施行）。ゲーム会社の公式サイト以外で無料でダウンロードができるサイトは基本的に違法ですが、保護者でも意識せずに利用している場合があります。

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）の調査によると、調査対象者（一般生活者）のうち、携帯型ゲーム機では17.4%の人が、据え置き型ゲーム機では10.1%の人が「周囲に違法コピー・違法ダウンロードをしている人を見かける」と回答しています。

（出典）一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）「2011CESA一般生活調査報告書」（平成23年4月）

気をつけること

子ども

1. 市販されているゲームを無料でダウンロードしない：

- ・違法サイトと知りながらゲームソフト等をダウンロードすることは、著作権侵害にあたる重大な違法行為なので、絶対にやめましょう。
- ・市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法サイトである可能性が高いことを認識しましょう。
- ・自分でコピーしたゲームソフト等を友達にあげる行為も著作権侵害にあたり違法です。

保護者

1. 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる：

- ・ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを子どもと一緒に考えましょう。
- （例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新製品の開発が難しくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など）

事例 4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

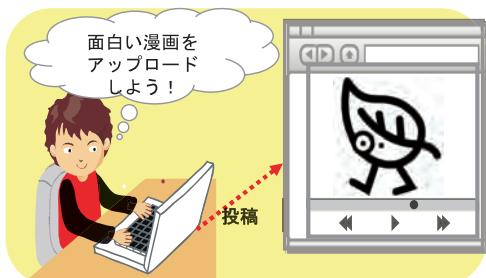
子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画をアップロードできるため、人気アニメ等をアップロードして著作権を侵害するケースが起っています。

「無料」・「便利」に注意!

また、違法にアップロードされた動画と知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその両方）が科されます（平成24年の10月施行）。

違法行為!

人気漫画を撮影し動画サイトに投稿



中学生（男子）のAくんは、人気の漫画を撮影し、動画サイトに投稿（アップロード）しました。

すると、動画サイトのコメント機能を通じて、いろいろな人から書き込みがありました。Aくんは嬉しくなり、人気の漫画を購入しては動画に加工し、立て続けにアップロードしました。

スマホ・タブレット違法ダウンロードを支援するアプリケーションの利用が拡大しています。

著作権法違反で逮捕



Aくんはその後、動画サイトの管理者から警告を受けました。

それにもかかわらず、人気漫画を加工した動画を何度も動画サイトにアップロードしました。

その後、Aくんは、著作権法違反容疑で逮捕されました。

解説 4-2 著作権のある漫画等を違法にアップロードした事例

漫画・アニメ、音楽作品などには著作権があります。これらをコピーし、動画サイトなどにアップロードしたり、友達に配ったりすることは、著作権侵害にあたり違法であることを認識しましょう。（個人的に楽しむ範囲では許されていますが、複製、販売、アップロードは著作権侵害にあたります。）また、平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害してアップロードされた動画と知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります。

違法なアップロードやダウンロードは、著作権者である著者やアーティストに経済的な不利益を与えます。平成22年6月、人気漫画を著作権者の許諾なく動画サイトにアップロードしていた男子中学生が逮捕されました。また、平成23年7月には、少年6人がアニメや音楽関連の動画を違法にアップロードしたとして書類送検されています。最近では、一般市民の写真を許可なくコメントをつけて公開するなどのトラブルが発生していますが、このような行為は、肖像権の侵害にあたり、犯罪であることを認識しましょう。

気をつけること

子ども

1. 市販されている漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない：

- ・通常、有料で販売されている漫画・アニメ・音楽作品などを著作権者の許諾を得ないでアップロードすること、また違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードすることは、著作権の侵害にあたる重大な違法行為なので、絶対にやめましょう。
- ・自分でコピーした画像、楽曲、ゲームソフトなどを友達に配ることも著作権侵害にあたり違法です。

保護者

1. 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる：

- ・漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを子どもと一緒に考えましょう。
(例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新しい作品の制作がしにくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など)

〈5. 誘い出しによる性的被害や暴力行為〉

事例5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫

最近は、「出会い系サイト」ではなく、SNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。
サイト内のサービスであるミニメールをきっかけに、相手に個人情報を教えてしまい、トラブルに発展する事例が目立ちます。

「友だち」に注意!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）

ミニメールで仲良くなった男性と実際に会うことに



会った人から執拗に脅迫され性的被害に



中学3年生のAさんは、携帯電話のゲームサイトを利用していました。そのサイトでは、ミニメールと呼ばれるサービスで、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることができました。ある時、Aさんは、ミニメールを通じて仲良くなった男性と実際に会ってしました。

その後、Aさんは会った際の出来事を家や学校にばらすなどと執拗にメールで脅迫されました。仕方なく再び男性に会いに行ったAさんは、駐車場に止めた男性の車の中で、重大な性的被害にあっていました。

スマホ
タブレット

無料通話アプリ等の流行で、
新たな誘い出し被害が増えています。

解説5-1 ミニメールで知り合った人から重大な性的被害を受けた事例

SNSやゲームサイトのミニメールは、個人的なやりとりが簡単にできるため、見知らぬ人に親近感を持ちやすい傾向がありますが、相手は性別や年齢等を容易に偽ることができます。知らない人からのミニメールには返信しないようにしましょう。また、安易に写真を送ったり直接会ったりすることは大変危険な行為です。

平成24年にSNSなどの出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用し児童買春や強姦等の犯罪被害にあった18歳未満の男女は、前年よりも減少したものの、1,076人（男子：38人、女子：1,038人）となっています。また、コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯の約5割で、コミュニティサイト内のミニメールが利用されていました。

（出典）警察庁「平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」（平成25年2月）

警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」（平成24年上半期）（平成24年11月）

気をつけること

1. 知らない人からのミニメールには返信しない：

- ミニメールでのやり取りを些細なことだと考えがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感を抱き、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
- ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。

子ども

2. 子どもたちだけの判断で会わない：

- 子どもたちだけの判断でSNSやゲームサイトで知り合った人と会うと、犯罪に巻き込まれる可能性があることを理解しましょう。

3. トラブルにあったら相談する：

- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：

- フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

事例5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布

最近は、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかかるないSNSやゲームサイトなどで知り合った人に、性的画像・動画を送信してしまい、トラブルに巻き込まれる事例が多くなっています。

データは消えずに残る！

「友だち」に注意！

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）

ミニメールで知らない人と友だちに



中学生のAくんは、携帯電話のゲームサイトで遊んでいます。そのサイトでは、ミニメールと呼ばれるサービスで、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることができます。ある時、Aくんはミニメールをやり取りしていた女子中学生と「友だち」になりました。

スマホ
タブレット
写真とともに、撮影した位置情報が掲載されて
居場所や自宅が特定されることがあります。

性的画像・動画を送信してしまいトラブルに



その女子中学生から、「お互いの裸の写真を交換しよう」と持ち掛けられたAくんは、女子中学生の裸の写真を受け取り、自分の裸の写真を送りました。

実際には、その「友だち」は30代の男性で、同様の手口で約130人の男子中学生から写真を集めしていました。

その上、Aくんが受け取った女子中学生の写真も、同じサイトで男性が実際の女子中学生に送らせたものでした。

解説5-2 ゲームサイトの「友だち」に裸の画像を流布された事例

SNSやゲームサイトのミニメールは、個人的なやりとりが簡単にできるため、見知らぬ人に親近感を持ちやすい傾向がありますが、相手は性別や年齢等を容易に偽ることができます。知らない人からのミニメールには返信しないようにしましょう。また、仲良くなった「友だち」にも、絶対に自分の個人情報や裸の画像を送ってはいけません。「友だち」に送った自分の裸の画像は、容易に複製され、広まってしまいます。一度インターネット上に流出してしまうと、半永久的にデータが残ってしまいます。

平成23年にSNSなどの出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用し、児童ポルノの被害にあった男女は242人（22.5%）となっています。

（出典）警察庁「平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」（平成25年2月）

気をつけのこと

子ども

1. 知らない人からのミニメールには返信しない：

- ミニメールでのやり取りを些細なことだと考えがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感を抱き、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
- ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。

2. 「友だち」に性的画像・動画を送信しない：

- 誰に見られるかわからないため、携帯電話などで自分の裸の画像を撮影してはいけません。また、一度送信したデータは容易に複製・共有されてしまうため、「友だち」に自分の画像を送信するのは絶対にやめましょう。

3. トラブルにあったら相談する：

- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：

- フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

事例 5-3 掲示板等への書き込みをきっかけとした暴力行為

掲示板やブログ、プロフへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。

書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

ブログ：日記やそれに対するコメントを書き込むことができるサイト
プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト

掲示板に悪口を投稿



悪口を書いた相手から暴行を受けてしまう



中学2年生（男子）のAくんは、野球部員。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。

ある日、Aくんが下校するとき、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。

Aくんは、そのまま人があまり来ない公園に連れて行かれ、ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。

幸いなことに、たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かることができました。

解説 5-3 掲示板への書き込みが暴力事件に発展した事例

軽い気持ちで掲示板等に書き込んだ内容が、相手にとっては、とても傷ついたり、腹が立つ言葉に感じたりすることがあります。きっかけは些細なことであっても、大きな事件に発展してしまうことがあるので、書き込む内容には注意が必要です。

平成20年5月、プロフへの書き込みに腹を立てて暴行したとして、東京都の女子中学生ら少年少女7人が逮捕されました。また、同年7月、群馬県で男子高校生がプロフに書き込んだ内容に腹を立てた相手から暴行を受け、死亡しました。平成23年8月には、ブログ上の挑発をきっかけに、中学生ら30人が乱闘し、3人が内臓損傷などの怪我を負いました。同年12月には、ブログの書き込みをめぐってトラブルになった少女グループに危害を加えるために金属バットを用意したとして、女子中学生等2名が逮捕されています。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：

- ・軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立てさせてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 暴力事件等を起こした場合、法的な責任を問われることを理解する：

- ・書き込みに腹が立っても、暴力に訴えるような行為をしてはいけません。暴力行為は法的に罰せられます。

4. トラブルにあったら相談する：

- ・トラブルにあった場合やトラブルに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

1. 子どもが相談しやすい環境をつくる：

- ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

子ども

保護者

〈6. ソーシャルゲーム等の中毒性がもたらす悪影響〉

事例 6-1 ソーシャルゲーム上の金銭の浪費

友達との協力や競争を通じてプレイするソーシャルゲームは、無料で気軽に始められるものが多いため、利用者が急増しています。

ゲームを優位に進めるために、課金サービスで多額の金銭を浪費してしまうトラブルが発生しています。

「無料」・「便利」に注意!

金銭トラブル!

ソーシャルゲーム：SNS (Social Networking Service) 本来のコミュニケーション機能にゲームの要素を組み合わせたもの

親のカードを無断で使って有料アイテムを購入



高額の請求が届き両親から厳しく怒られる



高校2年生のAくんは、基本料金がかからないソーシャルゲームで遊びはじめました。ところが、ゲームを優位に進めるには、有料のアイテムを購入する必要がありました。Aくんは、ゲームを優位に進めるため、お金を払って何度もアイテムを手に入れました。支払には、親のクレジットカード複数枚を無断で利用しました。

後日、2ヶ月間の利用分で400万円という高額の請求が届き、Aくんは両親から厳しく怒られました。

解説 6-1 親の知らない間にソーシャルゲーム上で大金を浪費した事例

ソーシャルゲームは、「友だち」とコミュニケーションをとりながら進めるため、競争心を煽られやすい上、課金システムにより、子どもが思わずお金を使いすぎてしまう傾向があります。スマートフォンでは、保護者のクレジットカード決済による利用者も多く、限度額に達するまで利用してしまうケースも発生しています。

子どもの自制心には限界があるため、利用の可否を含め保護者がしっかり見守ることが重要です。

気をつけること

1. ソーシャルゲームの危険性を理解する：

- ・ソーシャルゲームでは、ゲームの進行上、課金される場合があります。「『友だち』が持っているから・・・」、「ゲームをクリアしたいから・・・」という考えからお金を使いすぎないように注意しましょう。
- ・お金が減っていくのが目に見えないため、金銭感覚が麻痺する傾向があります。常に利用金額を意識しましょう。

2. 課金サービスに関する家庭のルールを決める：

- ・子どもがお小遣いを使いすぎないように、月々の利用金額の上限を話し合って決めておきましょう。

3. クレジットカード決済の危険性を理解する：

- ・多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子どもがカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまう危険性があります。
- ・子どもが無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことに注意が必要です。

4. フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：

- ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

子ども

保護者

事例 6-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

友達との協力や競争を通じてプレイするオンラインゲームは、無料で気軽に始められるものが多いため、多くの利用者がいます。

オンラインゲームの多くは、決められた終わりがなく、友達とのコミュニケーション要素も取り入れられているため、際限なくプレイしてしまい、日常生活に支障をきたすことがあります。

「無料」・「便利」に注意!

オンラインゲームにはまって長時間遊んでしまう



睡眠不足が続き日常生活に支障をきたす



小学校5年生（男子）のAくんは、オンラインゲームにはまっている、夜中でも親に隠れてこっそりゲームで遊んでいます。

ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっています。

Aくんは、睡眠不足が続いているため、勉強する気が起きなくなってしまい、学校の授業に集中できなくなっています。

解説 6-2 オンラインゲームの長時間利用により日常生活に悪影響が出た事例

子どもが放課後や夜にゲームに熱中するあまり、学校の授業に集中できずに成績が低下したり、武器などのアイテムを購入するために多額のお金を使うなど、生活面での問題を引き起こすことがあります。オンラインゲームは、ゲーム上の友達と連携して進めるものが多く、一人だけ抜けることができないために長時間付き合ってしまうという場合も見受けられます。子どもの時間の使い方を保護者が気に掛けてあげることが重要です。

また、子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも同様の問題が起きており、注意が必要です。

気をつけのこと

子ども

1. ゲームやパソコンを長時間利用しない：

- ・ゲームやパソコンを長時間利用すると、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）など、心身に深刻な影響を及ぼす危険性があるので、時間を制限して利用しましょう。
- ・家庭で決めたルールは「友だち」にも伝え、時にはゲーム仲間に上手に「N〇」と言えるようにしましょう。

保護者

1. ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める：

- ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にすること、ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。

2. 子どもの身体や生活習慣の変化を確認する：

- ・保護者は、子どもの身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存やパソコンの長時間使用の兆候に早めに気付くようにしましょう。

〈7. 犯行予告等〉

事例 7-1 地域社会に不安を与える犯行予告

インターネット上に犯行を予告する書き込みは、たとえいたずらであっても、地域の人々や学校、会社の業務などに大きな混乱を与えます。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

インターネット上に犯行を予告する書き込みをする



書き込んだ日時・場所が特定され犯人は逮捕



インターネットの掲示板に、ある地域で通り魔殺人を起こすという書き込みが、日時指定であります。

この書き込みは、インターネットの掲示板やミニブログで大きな話題となりました。

これに対して、80名もの警察官が犯行予告地域に動員されるなど、その地域は混乱しましたが、実際は何も起きました。

その後、この書き込みから書き込んだ日時や場所が特定され、犯人は逮捕されました。

解説 7-1 犯行予告により多くの人が迷惑をこうむった事例

犯行を予告するような書き込みがされると、予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させるなど、多くの人々が迷惑を被ります。犯行予告の書き込み行為は、業務妨害や脅迫などの罪になります。

このような書き込みについては、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することができます。（この事例では、携帯型ゲーム機を使用して、店舗の公衆無線LANから接続していました。）

平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件の後には、子どもたちによる犯行予告が急増しました。たとえ、ふざけたり、まねをしたりした結果であっても、犯行予告は多くの人に迷惑をかけることになります。

気をつけること

1. 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解する：

- ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけます。
- ・実際にするつもりがなく、他の人のまねをしただけでも、罪に問われることがあります。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：

- ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。

子ども

保護者

1. 子どもが相談しやすい環境をつくる：

- ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

事例 7-2 掲示板での特定個人に対する脅迫行為

「嫌がらせをしよう」などの呼びかけを掲示板に書き込むことは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけたり、多くの人に迷惑をかけたりします。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!

嫌がらせを呼びかける内容を掲示板に書き込む



通報を受けた警察が現場に出動し大きな問題に



中学2年生（男子）のAくんは、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴れたい人は○○駅に○日○時に集合！ ○○（名前）を殴っちゃおう」と書き込みました。

それについて、何件か盛り上げようとする書き込みがされました。実際には実行しませんでした。

しかし、その掲示板を見た人が警察に通報し、警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、学校でも全校集会で議題に取り上げられたりするなど、大きな問題に発展してしまいました。

Aくんは、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

解説 7-2 掲示板へのいたずらの書き込みにより多くの人が迷惑をこうむった事例

実際にするつもりではなくても、安易に掲示板などに人に危害を加えるといった書き込みをすることは、犯罪となることがあります。

このような書き込みについては、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することが可能です。

また、軽い気持ちやいたずら心で書き込んだことでも、相手を深く傷つけることがあることを理解しましょう。

気をつけること

1. 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたる：

- ・軽い気持ちやいたずら心であっても、人に危害を加えるといった書き込みは、相手を深く傷つけます。
- ・実際にするつもりがなく、書き込みをするだけでも、罪に問われることがあります。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：

- ・インターネット上で、人に危害を加えるといった書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。

子ども

保護者

1. 子どもが相談しやすい環境をつくる：

- ・書き込みをする子どもも人間関係の不安などを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃からコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するように努めましょう。

事例 7-3 出会い系サイトでの子どもによる違法な誘い出し

出会い系サイト上で、子どもが「お小遣いくれればお茶してもいいよ」、「彼氏募集します」といった、異性交際の誘引を目的とする書き込みを行うことは犯罪行為です。

みんなが見ている！

「足跡」はついている！

違法行為！

異性交際の誘引目的に書き込みを行う



本人が特定されて警察に書類送検される



中学2年生（女子）のAさんは、お小遣い欲しいから、携帯電話を使ってインターネットの無料掲示板に「援助交際しましょう」と書き込みました。

サイバーパトロール中の警察がその掲示板の書き込みを発見し、Aさんが書き込んだことを突き止め、出会い系サイト規制法違反でAさんを書類送致しました。

解説 7-3 出会い系サイトでの違法な書き込みにより子どもが書類送致された事例

出会い系サイト規正法は、大人に対してだけでなく、児童に対しても異性交際等の誘引を禁じています。**児童がこれらに違反すると少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。**

出会い系サイトに起因して犯罪被害にあった児童は、平成24年は218人と平成23年の282人から減少しています。また、上記の「児童による誘引」は、平成24年は252件で、平成23年の273件から微減となっています。

（出典）警察庁「平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」（平成25年2月）

犯罪に巻き込まれる可能性が高い出会い系サイトへの書き込みは、そもそも行うべきではありませんが、**違法行為にもなり得ることをしっかりと認識しましょう。**

気をつけのこと

1. 出会い系サイトには書き込みをしない：

- ・児童による出会い系サイトへの書き込みは、違法行為になることがあります。軽い気持ちで出会い系サイトに書き込みを行うことはやめましょう。
- ・警察はインターネット上の違法行為を取り締まるために、サイバーパトロールを行っています。実際に実行するつもりがなくても、書き込みをするだけで罪に問われることがあります。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

子ども

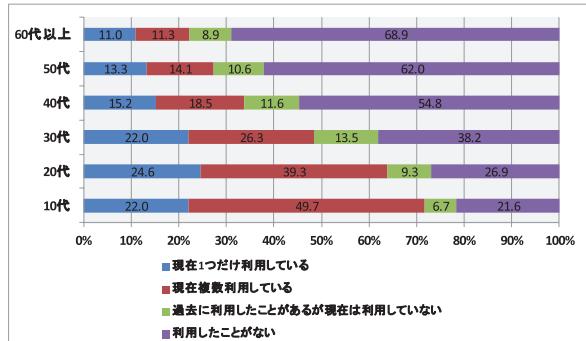
保護者

1. フィルタリングを利用する：

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。

インターネットトラブルに関するデータ

ソーシャルメディアの利用経験・利用数



・ソーシャルメディアの利用は、若年層ほど高い傾向にあり、現在利用している割合は10代で71.7%にのぼります。

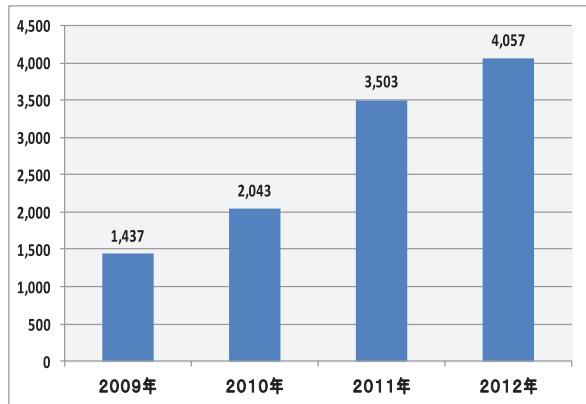
・また、ソーシャルメディアを複数利用する割合も、若年層ほど高い傾向で、10代では70%以上が複数のソーシャルメディアを併用して利用しています。

(出典) 総務省

「次世代ICT社会の実現がもたらす可能性に関する調査」

(平成23年3月)

オンラインゲームに関する相談件数



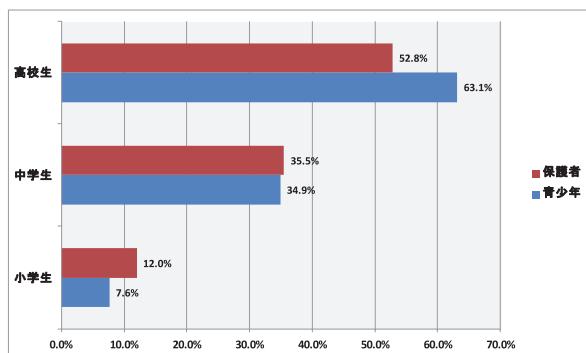
・パソコンや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機などを使いインターネットを介して遊ぶオンラインゲームに関するトラブルの相談件数が、2009年から年々増加傾向にあります。

(出典) 独立行政法人国民生活センター

「オンラインゲームに関する相談件数推移」

(平成25年1月)

青少年のインターネット上のトラブルや問題行動に関する行為の経験



・インターネット上のトラブルや問題行動に関する行為の経験は、青少年の実態と保護者の認識にギャップが存在しています。

・高校生の6割以上が、インターネット上のトラブルや問題行動に関する行為を経験しています。

・高校生は保護者の認識以上に、インターネット上のトラブルや問題行動に関する行為を経験している傾向があります。

(出典) 内閣府

「平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査

調査結果（速報）」

(平成25年1月)

平成24年度総務省調査研究「インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究」

発行者

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 データ通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

請負者

株式会社JMC

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-3-3

スマートフォン情報セキュリティ 3か条

スマートフォンにもセキュリティ対策を!

その1 OSを更新!

スマートフォンは、OS（基本ソフト）の更新が必要です。古いOSを使っていると、ウイルス感染の危険性が高くなります。更新の通知が来たら、すぐにインストールしましょう。

その2 ウイルス対策ソフトの利用を確認!

スマートフォンでは、携帯電話会社などから、機種に応じたウイルス対策ソフトが提供されています。自分の使っているスマートフォンにはウイルス対策ソフトが必要か、携帯電話会社や販売店などに確認しましょう。

その3 アプリケーションの入手に注意!

OS提供会社や携帯電話会社が安全性の審査を行っているアプリケーション提供サイトを利用するようにしましょう。インストールの際には、アプリケーションの機能や利用条件に注意してください。

出典：総務省「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会 中間報告」

保護者と子どもが
一緒に誓う

7つの約束

保護者が、子どもをネット危機から守るための7つの約束

1. 大人も子どももルールやマナーを守ります

大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを守ります。

2. ネットで知り合った人とは会いません

子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。

3. 家庭のルールを作ります

子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作り、守ります。

4. いじめはしません、見逃しません

ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。

5. トラブルは大人に相談します

インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に相談するように日頃から話しておきます。

6. 加害者にも被害者にもなりません

子どもをネット上の加害者にも被害者にもしないように、家庭での予防教育に力を注ぎます。

7. 大人の携帯電話を勝手に使いません

子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないよう十分注意します。

出典：財団法人マルチメディア振興センター（e-ネットキャラバン事務局）
「安心インターネットライフ★ガイド」